

一 國體ノ本義ニ基ク教學ノ刷新振興及教學鍊成所ニ關スル事項

二 國語ノ調査ニ關スル事項

(下略)

○分課規程改正 (昭一八・一一・四官報)

○文部省分課規程中改正

文部省分課規程中左ノ通改正シ本月一日ヨリ之ヲ施行セリ

(中略)

第五條 教學局ニ教學課、思想課、國語課、宗教課及文化課ヲ置ク國語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國語ノ調査ニ關スルコト

二 日本語教育用圖書ノ編輯其ノ他日本語普及ニ關スルコト

三 國語審議會ニ關スルコト

○分課規程改正 (昭二〇・七・一二官報)

○文部省分課規程中左ノ通改正シ昨十一日ヨリ之ヲ施行セリ

文部省分課規程

第六條 教學局ニ教學課、思想課、宗教課及教化課ヲ置ク

教學課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教學局所管ノ綜合事務ニ關スルコト
- 二 教學ノ刷新振興ニ關スル企畫調査及指導ニ關スルコト
- 三 教學ノ刷新振興上必要ナル學問、文化ノ普及並ニ其ノ研究等ノ獎勵ニ關スルコト
- 四 教職員、教育關係者ノ鍊成ニ關スルコト
- 五 國史編修ニ關スルコト
- 六 維新史料ノ編修刊行ニ關スルコト
- 七 維新史料ノ蒐集ニ關スルコト
- 八 維新史料稿本ノ複製並ニ獻上等ニ關スルコト
- 九 國語ノ調査ニ關スルコト
- 十 日本語教育用圖書ノ編纂其ノ他日本語普及ニ關スルコト
- 十一 教學鍊成所ニ關スルコト
- 十二 國語審議會ニ關スルコト
- 十三 法人ニ關スルコト
- 十四 他課ニ屬セサル事務

○官制改正（昭二〇・一〇・一五官報）

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和二十年十月十三日

内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎

文部大臣 前田多門

勅令第五百七十號

文部省官制中左ノ通改正ス

第三條中「専門教育局、國民教育局、教學局」ヲ「學校教育局、社會教育局」ニ改メ「體育局」ノ次ニ「教科書局」ヲ加フ

第八條 教科書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書ノ編輯及發行ニ關スル事項

二 教科用圖書ノ調査、檢定及認可ニ關スル事項

三 初等普通教育ニ關スル教員用參考圖書ノ認定及推薦ニ關スル事項

四 國語ノ調査ニ關スル事項

○分課規程改正 (昭二〇・一〇・一六官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程中左ノ通改正シ昨十五日ヨリ之ヲ施行セリ
第二編修課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 師範學校教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 二 青年師範學校教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 三 師範學校青年師範學校ノ教科用圖書ノ調査、検定又認可ニ關スルコト
- 四 國語ノ調査及整理統一ニ關スルコト
- 五 國語審議會ニ關スルコト

○分課規定改正 (昭二一・三・一一官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程中左ノ通改正シ本月六日ヨリ施行セリ
第九條第一項中「及第二編修課」ヲ「第二編修課及調查課」ニ改ム

(中略)

同條第三項及第四項ヲ左ノ如ク改ム

(中略)

調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教科用圖書及教材ニ關スル調査研究ニ關スルコト
- 二 教科用圖書及教材ニ關スル内外文獻並ニ資料ノ蒐集、整理及編纂頒布ニ關スルコト
- 三 教科用圖書及教材ノ翻譯ニ關スルコト
- 四 國語ノ調査及整理統一ニ關スルコト
- 五 國語審議會ニ關スルコト

○分課規程改正 (昭二一・一二・五官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程の一部を次の通り改正し、本月四日から施行した。

第九條第一項及び第五項中「調査課」を「教材研究課」に改める。

○分課規程改正 (昭二三・四・四官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程の一部を次のように改正し、四月一日からこれを施行した。

第三條 第五項 第六号を削る

第九條第一項中「及教材研究課」を「教材研究課及び國語課」に改める。

同條第五項第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同項の次に左の一項を加える。

國語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、國語ノ調査及ビ整理統一ニ関スルコト
- 二、國語審議会ニ關スルコト
- 三、ローマ字ノ調査ニ關スルコト

○禁令 (昭二二・四・二十四官報)

昭和二十二年四月一日

文部事務官 釘 本 久 春

教科書局國語課長ヲ命ス

○分課規程改正 (昭二二・五・二八官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程の一部を次のように改正し、五月二十三日から、これを施行した。

第九條 教科書局ニ庶務課、第一編修課、第二編修課、教材研究課及ビ國語課ヲ置ク

國語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國語ノ調査研究及ビ整理統一ニ關スルコト

二 國語審議会ニ関スルコト

三 ローマ字ノ調査ニ関スルコト

四 ローマ字ニ関スル教科用図書ノ編修ニ関スルコト

五 國語ノ研究團体ニ関スルコト

○國語課の事務分掌に関する件 (昭和二十二年四月一日決定)

第一條 國語課に總務、研究、ローマ字調査、校閲、普及の五係を置き、その事務を分掌する。

第二條 総務係は、左の事務を掌る。

- 一 課全般の総務に関すること。
- 二 文書の收受、発送に関すること。
- 三 債給、給料等の支給に関すること。
- 四 図書、備品および消耗品の出納に関すること。
- 五 その他庶務に関すること。

第三條 研究係は、左の事務を掌る。

- 一 國字、國語の研究に関すること。
- 二 國語審議会に関すること。

第四條 ローマ字調査係は、左の事務を掌る。

一 ローマ字の調査に関する事。

二 ローマ字教育の調査に関する事。

三 ローマ字教科書の編修に関する事。

第五條 校閲係は、左の事務を掌る。

一 教科書の校閲に関する事。

二 公用文書の校閲に関する事。

三 公用文の用字、用語の整理、統一に関する事。

第六條 普及係は、次の事務を掌る。

一 國語改良のための普及資料の配布並に講演会・講習会に関する事。

二 外國人に對する日本語教育に関する事。

第七條 係に主任を置く。主任は、上司の命を承けて、係の事務を統轄する。

係員は、上司の指揮を承けて、その係の事務に從事する。ただし、課長の命があるときは、他係の事務を助ける。

第八條 他の係に關係のある事務については、緊密に連絡すること。ただし、事務の遲滞を來さないように留意すること。

○文部省における國語調査所管部局一覽

(明治四十四年以前は官制上規定されていない。)

明治	四年	九月 18	編輯寮
	五年	九月 13	編輯寮廢止
	五年	十月	教科書編成掛
	六年	三月	編書課
	七年	十月 31	報告課
	十三年	三月 25	編輯局
	十九年	二月 27	(編輯局)
	二十三年	六月 26	總務局圖書課
	二十四年	八月 16	大臣官房圖書課
	三十年	十月	圖書局
	三十一年	十月	大臣官房圖書課
	三十六年十二月 5	五月 19	總務局圖書課
大正	四十四年	五月 9	圖書局第二課
	二年	六月 13	圖書局廢止
	五年	六月 15	普通學務局第三課(國語調査室)
昭和	九年	四月 28	圖書局第一課(國語調査室)
	十三年十一月 28	圖書局編修課(國語調査室)	
	十五年十一月 28	圖書局國語課	
		明治三十五年三月 24	國語調査委員會
		大正 二年六月 13	國語調査委員會廢止
		大正 十一年六月 24	臨時國語調查會
		昭和九年十二月 21	國語審議會

十八年十一月 一 教學局國語課

二十年七月 11 教學局教學課

二十年十月 15 教科書局第二編修課

二十一年三月 6 教科書局調查課（國語調查室）

二十一年十二月 4 教科書局教材研究課（國語調查室）

二十二年四月 1 教科書局國語課

〔補遺〕

○官制改正（昭一七・三・二十四官報）

昭和十七年三月二十三日（東條内閣・橋田文相）

勅令第二百十二號

文部省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ三 文部省ニ國語調査官四人ヲ置ク奏任トス國語ノ調査ヲ掌ル

第八條ノ四 文部省ニ國語調査官補専任四人ヲ置ク判任トス國語調査官ノ事務ヲ助ク

